

平成二十六年政令第五号

子どもの貧困対策の推進に関する法律第八
条第二項第二号の子どもの貧困率等の定義
を定める政令

内閣は、子どもの貧困対策の推進に関する法律
(平成二十五年法律第六十四号)第八条第六項の
規定に基づき、この政令を制定する。

1 子どもの貧困対策の推進に関する法律(以下
「法」という。)第八条第二項第二号の「子ども
の貧困率」とは、相対的に貧困の状況にある十
八歳未満の者の数として内閣総理大臣が定める
ところにより算定した数が十八歳未満の者の總
数のうち占める割合をいう。

2 法第八条第二項第二号の「一人親世帯の貧困
率」とは、相対的に貧困の状況にある一人親世
帯(十八歳以上六十五歳未満の者が一人及び十
八歳未満の者が少なくとも一人属する世帯をい
う。以下この項において同じ。)に属する者の
数として内閣総理大臣が定めるところにより算
定した数が一人親世帯に属する者の總数のうち
に占める割合をいう。

3 法第八条第二項第二号の「生活保護世帯に属
する子どもの高等学校等進学率」とは、生活保
護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条
第一項に規定する被保護者(次項において「被
保護者」という。)であつてその年度に中学校
(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前
期課程及び特別支援学校の中学校部を含む。)を
卒業した者の総数のうちにその年度の翌年度に
高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支
援学校の高等部を含む。次項において同じ。)、
高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学し
た者の数の占める割合をいう。

4 法第八条第二項第二号の「生活保護世帯に属
する子どもの大学等進学率」とは、被保護者で
あつてその年度に高等学校、高等専門学校又は
専修学校の高等課程を卒業した者及びこれに相
当する者として厚生労働大臣が定めるものの總
数のうちにその年度の翌年度に大学又は専修学
校の専門課程に入学した者及びこれに相当する
者として厚生労働大臣が定めるものの数の占め
る割合をいう。

この政令は、法の施行の日(平成二十六年一
月十七日)から施行する。
附 則 (平成二十七年一二月一六日政令第
四二一号)

この政令は、平成二十八年四月一日から施行
する。

附 則

(令和元年九月六日政令第九〇号)

この政令は、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第四十一号)の施行の日(令和元年九月七日)から施行する。

第一条 (施行期日)
六号(抄)

この政令は、令和五年四月一日から施行す
る。

附 則 (令和五年三月三〇日政令第一二
号)